



竜王町社会福祉協議会

令和7年度事業計画書

社会福祉法人 竜王町社会福祉協議会

令和7年度(2025年度)事業方針

[はじめに]

今年、阪神・淡路大震災から30年を迎えました。震災により多くの方がお亡くなりになりました。30年という長い年月が経過しましたが、震災を忘れることなく、記憶を継承していかなければなりません。また、平時からの地域における見守り支えあい活動が必要であることを実感させられます。

暮らしのなかで様々な問題が広がり、高齢化、人口減少など社会の変化やつながりの希薄化が進むなかで、本会では、行政と協働して、令和5年度から5年間を計画期間とする竜王町地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定していますが、社協組織の基盤の安定、発展および強化を進める中長期的な「将来ビジョン」を明らかにし、地域福祉活動計画の目標を達成するために中期経営計画の策定を行います。

3年目を迎える第4期地域福祉活動計画で活動目標としている「日ごろの見守り活動の推進」については、令和6年度(2024年度)に引き続き取り組みを進めていきます。

また、地域の中の困りごとを共有する仕組みづくりについては、それぞれの地域の実情にあわせた方法でその取り組みを地域と一緒に考えていきます。

令和6年1月の能登半島地震発災や9月の豪雨災害など多くの災害が発生し、被害を及ぼしています。令和7年度は、竜王町内の団体、企業等と連携し、協働できる仕組みづくりを行うとともに、地域における見守り支えあいを基盤とした地域全体で協力しあえる仕組みづくりを推進します。

行政から委託を受けている生涯現役事業、こどもひろば事業、一時預かり事業については、引き続き受託し、地域福祉活動と連携しつつ事業を実施していきます。

令和7年度(2025年度)は、約30年ぶりとなる社会福祉協議会基本要項の改正が予定されています。新社会福祉協議会基本要項の制定時から地域社会の状況は大きく変化していますが、社会福祉協議会が活動するうえで大切にしてきた住民主体を原則として、令和7年度の事業を展開していきます。

重点取組

1. 組織基盤の強化に向けた中期経営計画の策定

令和2年6月に社会福祉法が改正され、「重層的支援体制整備事業」が創設されるなど社会福祉協議会を取り巻く環境が変化し、社会福祉協議会においても基本要項が改正されます。そのような状況のなか、将来的な展望に基づく「将来ビジョン」を明らかにし、取り組むべき重点課題を定め、計画的に取り組めるよう中期経営計画を策定します。

2. 福祉委員会（自治会）活動の取り組みによる見守り支えあい活動の推進

第4期地域福祉活動計画では、地域のなかで日ごろの見守り活動を推進することを計画の柱としています。現在、約7割の地区でその取り組みが進められていることから、その取り組みが全町域に広がるよう取り組みを進めていきます。

3. 竜王町みんなで助け合いのできる地域協働型災害ボランティアセンターの構築

社会福祉協議会では、これまで災害時に備え災害ボランティアセンターの体制整備等を行ってきました。令和7年度は、近隣他市町社協との連携をはじめ、竜王町内の団体、企業と協議を行い、協働できる仕組みづくりの検討を行います。

また、地域における見守り支えあい活動を基盤とした竜王町内で助け合いのできる仕組みづくりを行っていきます。

4. 暮らしづらさがある人の支援（相談支援活動の充実）

社会福祉協議会では、暮らしづらさがある人の支援を行っていますが、地域とのつながりのなかでその人らしい暮らしが実現できるよう関係機関、団体、行政と連携して取り組みをすすめます。

また、民生委員児童委員との連携をより深め、地域において相談を受け止めることができるよう相談支援活動に取り組めます。

5. 受託事業を活用した住民同士のつながりづくり

こどもひろば、すくすく（一時預かり）およびいつまでも元気クラブ（生涯現役事業）について、竜王町から受託し、様々な企画運営を通して社会福祉協議会内の部門間連携を図りながら住民同士のつながりづくりを促進するとともに、各事業対象者の不安や困りごと、ニーズの把握につとめ、行政担当課等と連携・協働して解決を図ります。

6. 法人化50年に向けた取り組み

竜王町社会福祉協議会は、令和8年（2026年）に法人化50年を迎えます。昭和51年（1976年）に法人設立認可を受けてからこれまでの歩みを振り返るとともに、これからの社会福祉協議会の未来予想図を描き、それに向かう準備の1年としていきます。

事業実施計画

■総務・法人運営に関すること

1. 法人組織および事務局機能の強化

(1) 法人運営機能の充実・強化

① 理事会(年6回程度)	業務執行上の事項および当面する課題について審議し、その企画立案を行います。
② 評議員会(年2回程度)	運営管理上の重要事項および業務執行上の基本方針について、審議、議決を行います。
③ 監事会(随時)	運営管理、事業の執行状況および財産の状況等について監査を行います。
④ 評議員選任・解任委員会(随時)	評議員の選任や解任時に開催し、中立性を担保し、適正な選任や解任を行います。
⑤ 会長・副会長等三役会議(随時)	業務執行上の事項および運営管理上の事項についての方向性を検討します。
⑥ 財務・労務管理(年間)	税理士と委託契約を行い、定期的に監査指導・助言を受け、財務管理の透明性を確保し、適切な労務管理に努めます。
⑦ 中期経営計画の策定	中期経営計画策定委員会を立上げ、社協の基盤の発展・強化を図る計画を策定します。
⑧ 事務所の移転(8月末頃)	事務所を福祉ステーション2階から保健センター1階に移転します。 業務に支障を来すことのないよう、書類整理、物品管理等の事前準備を行います。 また、移転に合わせて整理整頓し、業務環境の整備を図ります。
⑨ 法人化50年に向けた取り組み	社会福祉協議会は、令和8年(2026年)に法人化50年を迎えます。これまで取り組んできたことを振り返り、これからの社会福祉協議会の取り組みを考えていきます。

(2) 部会・委員会機能の充実・強化

① 法人運営部会(随時)	法人の経営方針、組織の充実および事業財源の安定・拡大等を検討し、理事会に提言します。 中期経営計画の策定にかかる協議を行います。
② 地域福祉推進部会(年2回程度)	地域福祉事業の充実・強化のための方向性を示し、本会が推進する事業の評価および将来的な展望を理事会に提言します。 また、地域福祉ブロック別懇談会等の開催に向けての調整を行います。 地域福祉活動計画の進行管理にかかる提言を行います。
③ 受託事業部会	社会福祉協議会が受託している事業の取り組みを計画的に推進するため、その評価および展望を理事会に提言します。

④ 広報部会（年4回程度）

「福祉りゅうおう」を発行するにあたり、企画編集を行い、社協の事業活動の紹介や情報の提供を通して、社協が行う活動の趣旨の理解を広げ、地域住民の福祉意識の啓発を図ります。

(3) 役職員研修会等の実施

① 役員研修（随時）

滋賀県社会福祉協議会や同会長会が主催する社協役員研修などに参加し、研鑽に努めます。

② 職員研修（随時）

社会福祉協議会の職員としての自覚を醸成します。また、内部研修や業務を通じた人材育成を行い、職員の資質向上をめざします。

滋賀県社会福祉協議会等が主催する社協職員研修などに積極的に参加し、県内他市町職員との研鑽や交流に努めます。

③ 局内会議の実施（2週間に1回程度）

定期的に局内会議（事業進捗会議、地域福祉シェア会議、こどもひろば企画会議、生涯現役事業内部会議等）を実施することにより、細やかに事業の遂行状況の把握や評価を行うとともに、職員の主体性を促し、責任を持って事業に取り組む姿勢を促します。

2. 安定した事業財源の確保

(1) 会員会費の拡充

① 一般（世帯）会員加入の理解促進

自治会に協力依頼を得て、世帯1,000円の一般会員の募集を行い、事業財源の確保と地域福祉活動の充実をめざします。

② 賛助会員の加入促進

企業・商店の新規加入の促進を図るとともに、個人の賛助会員加入に向けて、理解と協力をいただけるよう努めていきます。

(2) 新たな事業財源の確保

① 助成金の活用

助成金申請を積極的に行い、新たな財源の確保に努めます。

② 広報広告募集

広報広告の募集など、新たな財源の確保などに努めます。

(3) 善意銀行の管理・運営

① 善意銀行運営委員会の開催

寄附金の管理と目的に沿った用途および必要時の地域福祉推進活動者への預託金払い出しのための審議を行います。

② 災害時等の支援に要する費用の管理

災害時に備えた費用の準備と必要時の活用

③ 善意銀行預託金の活用

寄附金の払出しを認める事業として、ボランティア活動の活発化を図り、ボランティアの輪を広げることを目的に、新たにボランティア活動応援成事業を開始します。

■地域福祉の推進に関すること

地域福祉活動計画

基本目標1「であいとわかちあいで風土づくり」
活動目標1-1 「共生の心を育む学びの場づくり」
1-2 「多様な関わりを増やすしかけづくり」
基本目標2「お互い様の支えあいで仕組みづくり」
活動目標2-1 「多様な交流の場づくり」
2-2 「地域での支えあいの仕組みづくり」

1. 小地域福祉活動の推進

(1) 福祉委員会活動の支援

事業	実施計画	事業内容
福祉のまちづくり運動 推進地区助成事業	年間	地域の方々の福祉意識の向上と地域課題解決のための組織的な取り組みとして、福祉委員会を中心とした福祉活動へ助成金の交付を行う。
地域訪問	年間	地域のさまざまな活動や話し合いの場に参加し、地域関係者だけでなく地域住民との交流を持ち、地域との信頼関係構築に努めるとともに、地域ごとの課題や地域力を把握して地域でのつながり、支えあいの取組につなげる。 地域の状況や困りごとなどの把握を行い、地域へフィードバックや支援に必要な専門機関へつなげる。
地域カルテの更新と整理	年間	自治会の人口動向、福祉の取り組み、福祉委員会等の活動組織や人材など、地域の福祉活動状況について、定期的に情報の更新と整理を行い、地域の課題を把握して地域訪問の目的を明確にし、地域ごとの課題解決やそれぞれの特性を生かした地域づくりに活用する。 また、整理された情報は、懇談会等で地区に提供し、有効的に活用する。

(2) 地域でのつながり支えあいの取組支援

事業	実施計画	事業内容
居場所づくりの支援	随時	地域住民の趣味や生きがい、健康だけでなく、孤立防止や見守り、地域の多様な人とのつながりを育む居場所づくりを進めます。地域の状況を把握し、それぞれ地域にあった居場所（コミュニティカフェ、サロン、子ども食堂等）の提案、立ち上げや継続支援を行う。 コミュニティカフェやおたっしや教室等については、状況把握や活動支援、情報発信等を行う。

見守り活動の推進	随時	<p>地域のみんなで気かけあえる、見守り活動を推進。</p> <p>さまざまな活動からの気づきを話しあう機会を推進し、挨拶や訪問等見守りの取り組みへステップアップ支援を行う。</p> <p>取り組んでいる地域については、活動支援や見守り活動と災害時たすけあい活動・近助事業との連携を推進する。</p>
話し合いの場の推進	随時	<p>住民同士が主体的に情報交換や地域の課題について話し合える場を設け、住民同士のつながりや見守り、支えあいの活動が強化されるような地域づくりの支援を行う。</p> <p>また、多様な主体の活動の芽生えや発展への支援を行う。地域と行政や福祉関係機関等を結ぶ幅広いネットワークづくりを推進する。</p>
物品の貸出	年間	<p>研修用機材の整備、貸し出し、レクリエーション用品、イベント用品の貸し出しおよびそれらを管理する。</p>
ひとり暮らし高齢者見守り配食事業	<p>6月</p> <p>11月</p> <p>1月</p> <p>3月</p> <p>11月</p> <p>1月</p>	<p>ボランティアなどの協力によりお弁当を一人暮らし高齢者の方へ配食することを通じ、民生委員児童委員と連携して心身の変化などの実態把握を定期的に行い、必要時、関係機関につなぐ・連携するなど支援につなげる。</p> <p>配食時には、ニュースレターや健康、生活、交通、防災等の生活情報の提供を行い、防犯・防災の啓発につなげる。</p> <p>おたよりボランティアを年に2回募集し、一人暮らし高齢者に届けることで、地域とのふれあいを感じていただく。</p>
災害時の助けあい体制の推進	年間	<p>災害時、住民が助け合う「共助」を発揮するために、日頃の災害時の助けあいの仕組みづくりの近助事業を推進する。</p> <p>また、近助事業実施地区のフォローや、自主防災や消防団など地域の災害への取り組みが連携出来るよう支援を行う。地域住民の災害への関心を高めるため、情報の発信や出前講座を行う。</p>
多文化共生の地域づくりの推進	12月	<p>多文化共生の実現を目指して、外国籍の住民と地域との関係構築を図るため、外国籍住民のニーズ調査を行い、暮らしの課題解決に向けた取り組みを進めます。</p>

(3) 研修会等の実施

事業	実施計画	事業内容
地域福祉三者研修会	5月	各地区の小地域福祉活動の推進者である自治会長、福祉委員、民生委員児童委員の三者が揃って話し合える研修の場を設ける。
地域福祉ブロック別懇談会	10月	地域福祉活動の取り組みに参考となる情報提供と合わせ、各地区の福祉委員会、福祉関係委員同士の交流の場を設ける。 地域同士の情報交換や福祉課題を共有し、地域自身の課題解決力の向上を図る。
テーマ別研修会、交流会	4月	子ども食堂について、活動支援や県社協等による食堂に関する情報発信、情報共有や連携構築のための交流や研修を行う。 子どもの育ち支援や地域活動、新たなテーマや課題に対して、さまざまな人がつながり支えあえるきっかけを図る。

2. 福祉関係団体等への支援および関係機関との連携

(1) 当事者団体等への支援

事業	実施計画	事業内容
当事者団体の支援	随時	団体事務の補助・自立に向けての支援。 各種事業への参加・協力。団体運営の支援。 活動資金の助成。 【主な団体】 母子福祉のぞみ会
ひとり暮らし高齢者支援事業	9月	ひとり暮らし高齢者のつどいの開催。 参加したくなるような内容を企画し、民生委員児童委員協議会高齢者福祉部会の協力を得て、町内の一人暮らし高齢者同士、民生委員児童委員などと交流を深めていただき、楽しいひと時を過ごしていただく。

(2) 福祉団体への支援

事業	実施計画	事業内容
地域福祉活動助成事業	年間	自主的に福祉活動を行う福祉団体からの申請に基づき、運営費の一部を助成する。 町内の小・中学校を対象に福祉教育活動に対する助成を行う。

(3) 関係機関との連携・支援

事業	実施計画	事業内容
関係機関との連携	随時 9月 随時	行政関係機関、福祉関係施設・団体との連携、諸事業への参加協力・活動費等支援 社会福祉法人連絡会 多分野連携で地域課題解決を図る、子育て分野を中心とした協議体(ちえりんぐ)
事務局支援	年間	竜王町共同募金委員会 日本赤十字社竜王町分区 遺族会 護国社奉賛会 民生委員児童委員協議会

3. ボランティアセンターの運営

事業	実施計画	事業内容
ボランティアセンターの周知	年間	日常的なボランティアニーズの発掘・相談・登録・斡旋に加え、連絡調整機能を果たす。
ボランティア活動の啓発	年間	ボランティアの発掘・ボランティア活動の啓発を行う。 ボランティアの組織化(グループ化)への取り組み。 NPO 法人との連携・支援、他機関との連携。 事務所前に設置したボランティアコーナー(掲示板)や広報紙、町公民館に設置してある「社協常設展示コーナー」、ホームページを活用や社会福祉大会で身近なボランティア活動の情報提供や啓発を行う。
ボランティア活動の継続支援	年間	ボランティア保険の加入促進を図り、加入手続き支援を行う。 また、活動状況を把握するなど、活発なボランティア活動を支援する。 善意銀行を活用してボランティア活動応援助成金交付事業を実施し、ボランティア活動を活性化する。
ボランティア講座・研修会・交流会等の開催	6月 8月 3月	研修会・講座を通して、ボランティアの育成に努め、ボランティア人口の増加につなげる。 [開催講座等] ・レクリエーション講座 ・ボランティア講座 ・ボランティア交流会

福祉学習の推進	随時	<p>小中学生が福祉について考えるきっかけとなるよう、小中学校の担当教員などと相談して福祉学習を実施する。</p> <p>各プログラムでは、関係団体との連携で体験などを通して学びが深められるように、内容などを検討する。</p> <p>また、福祉について学んだ子どもたちが、気づき等を活かせるようにおたよりボランティア活動などを提案する。</p>
プチどらにこにこプロジェクト	年間	<p>こどもひろばの活動の中で、高齢者施設を訪問し、幼い頃から福祉体験や高齢者の生きがいづくりに貢献し、同じ子育て世代の仲間づくりや社会参加を体験することで、多くの人と共に育ちあい福祉の心を育む。</p>
災害ボランティアセンターの体制作り	年間 10月 随時	<p>災害が起きた時、スムーズな職員配備や地域対応を行うために、災害ボランティアセンターの体制の整備や地域と協働した訓練を実施する。</p> <p>また、近隣他市町社協が行う訓練に参加するなど、近隣他市町との連携強化を図る。</p> <p>地域で各団体が行う見守り活動の連携・協働体制づくり、町域での協働型の災害ボランティアセンターを目指して町内事業所への啓発や行政との意見交換を行い、災害ボランティアセンターとの連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター運営体制の整備 ・災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施 ・企業等へ災害ボランティアセンターの啓発
フードバンクとフードドライブ	年間	<p>食を通じた地域の支え合い活動として、住民などから食料品の寄付を募り、一人親世帯への配布、福祉関係団体や支援を求められている世帯へ配布し、思いやりの輪を広げる。</p> <p>企業や農園へも事業を周知し、食料品の寄付を受付、地域へ活用する。</p>

4. 仲間づくり、生きがいづくり

(1) 生涯現役事業「いつまでも元気クラブ」

事業内容		
余暇活動	3回/月	<p>概ね 60 歳以上の方を対象に、介護予防を目的として様々な活動を主に3箇所のふれあいプラザを拠点として開催する。</p> <p>竜王町福祉課と協力して、しるみる竜王や防災無線等を通じて周知する。また、老人クラブに対して参加の呼びかけを行い、多数の参加を募る。</p>
交流支援	1回/月	

運動器機能向上	8回/月	地域福祉推進グループと連携して、生涯現役事業参加者の地域でのボランティア活動や地域活動への参加促進を図る。
文化活動	7回/月	理学療法士等、専門職との連携により、短期集中的な介護予防講座を企画し、積極的な介護予防事業にも取り組んでいく。
自学自習	4回/月	定期的な活動とは別に、「パソコンのすすめ」や「料理のすすめ」などの実施や、消費生活等の高齢者の暮らしのお役立ち講座を開催し、認知症予防や交流促進を図る。
ボランティア活動支援	1回/月	また、終活に関する講座を開催し、老いの備えを促す。 交流を図ることを重視して、社会参加を促していく。認知症予防・介護予防として積極的な参加を呼びかけていく。

(2) いきいき趣味活動(高齢者趣味活動)

事業内容		
書道教室	1回/月	ふれあいプラザにおいて、書道教室(2カ所)・編物手芸教室(2カ所)を実施。講座で制作した作品を文化祭や図書館等にて展示を行う。
編物教室	1回/月	

(3) こどもひろば

事業内容		
こどもひろば	5回/週	未就園児とその保護者を対象に、親子の交流や各講座を通じて子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。 また、民生委員児童委員やボランティア、高齢者施設訪問、中学生等との交流を通じて世代間交流の機会を設け、地域ぐるみでの子育ての醸成を図る。 親と子どもが気軽に集え、相互交流を図る場を提供する。また、学年別で子どもの横のつながりを促す。 管理栄養士や理学療法士等の講師を招いて子育てや子育て支援に関する講座を開催し、子どもの健やかな育ちを促進する。 子育て世代担当者会議に出席し、竜王町の子育て支援について関係機関と情報共有を図り、子育て世代の課題やニーズを抽出し、関係機関が連携し、その改善に努める。 竜王町版ネウボラ(妊娠から出産、育児まで切れ目なく親子のサポートを行う取り組み)の乳幼児期を担う子育て支援機関として、出産前からの関わりを大切に、育児不安の解消に努め、虐待等のリスクの発見、必要機関への橋渡しを行う。
学年別ひろば	3回/月	
出張ひろば	3、4回/月	
子育て講座	随時	

(4) すくすく(一時預かり事業)

事業内容	
平日の開催 定員:概ね3名 時間:午前・午後ともに最大3時間	こどもひろばに通う未就園児を一時的にお預かりすることで、保護者の一時的な急用や通院、リフレッシュ等を図り子育ての支援を行う。

■個別相談支援に関すること

地域福祉活動計画

基本目標3「多機関の重なりあいで体制づくり」

活動目標3-1 「相談・情報提供体制の充実」

3-2 「支援を必要とする人を支える体制づくり」

1. 相談支援体制の充実

事業	実施計画	事業内容
心配ごと相談所事業	1回/月 4回/年	福祉ステーションにて、月1回、定期的に開設する。 専門の相談員が土地や借金、債務、暮らしの様々な相談に応じ、必要に応じ弁護士等につなぐ。 相談員のスキルアップを図るために、研修を行う。 弁護士による無料相談会を実施する。 広報紙等により事業内容や日程を周知する。 民生委員児童委員や関係機関等との連携により対象となるケースを把握する。
生活困窮者自立相談支援事業	随時	社協の生活福祉資金など他事業・他部門と連携し、各制度での対応が困難な相談ケースについて、本事業での対応を図る。 町福祉課やその他の関係機関と連携して、生活困窮に関する一時相談の対応や相談支援を行う。 また、民生委員児童委員等と連携し、地域で気にかかる方と接点を持てるようにする。 緊急的な食糧支援が必要な状況の時は、生活困窮者緊急食糧支援等を併せて実施する。 フードドライブ事業を通じて、困窮等支援が必要な方への課題解決に向けた取組を他機関と連携して行う。

2. 福祉サービスの実施および利用支援

事業	実施計画	事業内容
生活福祉資金貸付事業	年間	<p>低所得世帯等の自立更生を助長するため、制度の利用窓口としての役割を果たす。</p> <p>相談者が、より自立した生活の促進を図れるよう、生活困窮者自立相談支援事業と連携する。</p> <p>償還が滞っている借受世帯への相談支援を行う。</p> <p>①総合支援資金 失業者等、日常生活全般が困難な方に、継続的な相談援助と生活費等の一時的資金の貸付利用支援などの自立支援を行う。</p> <p>②福祉資金 低所得者等に対し、一時的に必要な経費を貸付ける。 ・福祉費 住宅増改築・福祉用具の購入などの経費としての資金の貸付を行う。 ・緊急小口資金 緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯を対象に資金の貸付を行う。</p> <p>③教育支援資金 低所得者等に対して、入学・就学するために必要な経費等の貸付を行う。</p> <p>④コロナ禍の特例貸付の償還支援 特例貸付借受人の支援を行う。 ・償還猶予や償還免除の申請手続きに伴う相談支援を行う。 ・県の調査員と連携を行い、特例貸付借受人のその後の生活状況を確認し、必要に応じて関係機関や制度につなげる。</p>
地域福祉権利擁護事業	年間	<p>判断面で日常生活に不安のある高齢者や障がいのある方等に、生活費のお届けや公共料金などの支払い代行、福祉サービス・行政手続きのお手伝いを行う。</p> <p>また、利用者の状況の変化や課題等がみられた場合は、関係機関（行政職員や福祉事業所など）に連絡をし、早期解決に努める。</p> <p>総合的な支援が求められる相談が増え、利用者数の増加で個々への対応回数が著しく増加していることや、その支援内容が複雑かつ困難化してきていることもあり、引き続き生活支援員の育成や専門員と生活支援員の役割分担の見直しなどを図る。</p> <p>相談から契約へのスムーズな対応を図り、契約待機者が生まれないようにする。</p>

成年後見制度への移行支援	必要時	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）で対応が困難になってきたケースは、適切な時期に成年後見制度へと移行できるよう支援する。 行政（福祉課）との成年後見移行会議を行う。
食糧支援	毎週1回 随時	食に不安を抱える世帯に対して、フードドライブで集まった食糧品やフードバンク滋賀との連携により、定期的な食糧支援を実施する。 一時的に支援を求められる世帯に対して、緊急食糧支援を実施し、安定した社会生活を送れるよう支援を行う。
車イスの無料貸出	年間	在宅生活において、車イスが必要な方に対して無料で貸し出しする。（最大1ヶ月、原則更新無し） 車イスの在庫管理およびメンテナンス。

3. ニーズ把握

事業	実施計画	事業内容
要援護世帯の把握と対応	年間	民生委員児童委員、福祉委員等からの情報収集。 生活福祉資金貸付事業、自立相談支援事業からのニーズの発見。 地区担当職員による情報収集。
一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯等の把握	年間	見守り配食事業による一人暮らし高齢者の状況の把握。 歳末たすけあい事業おせち料理宅配助成を通じた把握。

■その他

1. 広報活動

事業	実施計画	事業内容
「福祉りゅうおう」の発行	4回／年	本会の収支状況をはじめ、地域福祉推進活動の発信を行う。また、事業の協力依頼や各種講座の受講者募集のほか、団体・グループ・当事者の幅広い福祉活動の紹介等を行う。 「ボランティア通信」「いつまでも元気クラブ」に関する情報も掲載する。
ホームページを活用した福祉委員への情報発信	随時	ホームページに福祉委員の新たなページを作成し、小地域の福祉委員会活動の様子や住民の声など、福祉委員会活動に役立つ情報を発信する。

こどもひろば便りの発行	随時	こどもひろば便り「どらんちゅ」を活用し、子ども達の紹介や事業の近況報告、お知らせなどを掲載する。 参加者の募集や月間の予定をお知らせし、事業への参加者を拡大する。
いつまでも元気クラブだよりの発行	毎月	鏡・弓削・鶴川ふれあいプラザで実施している「いつまでも元気クラブ」(生涯現役事業)の介護予防事業や「いきいき趣味活動」による仲間づくりなどの情報を「いつまでも元気クラブだより」として毎月発行し、高齢者の健康維持に役立てていただくため、多数の参加者を募る。
ホームページや SNS による情報発信	年間	ホームページを活用して、地域福祉活動の啓発を図るとともに、住民が円滑に社協の福祉サービスや地域福祉関連の助成制度を利用できるように情報提供や様式のダウンロード環境を整える。 また、地域の活動情報・子育てグループの活動など、様々な活動を紹介・情報発信していく。 LINE公式アカウントやインスタグラム等のSNSを使用し、社協事業やこどもひろばの月間の予定の公開・タイムリーな情報や子育て情報等の発信を行う。
医療機関のTVスライドを通した事業紹介	年間	近隣医院の待合室に設置した広告用TVを活用し、社会福祉協議会の事業紹介や、参加者募集などを行う。
公民館の掲示板の活用	年間	公民館の交竜フロアに常設の展示コーナーを設置し、事業の紹介・参加者の募集・講座の案内などを行う。

2. その他の事業、啓発活動

事業	実施計画	事業内容
共同募金運動の推進	年間	地域福祉の推進を図る「自分のまちを良くするしくみ」として、共同募金運動の趣旨の啓発や共同募金委員会と連携した募金活動を行う。 竜王町共同募金委員会より助成を受け、ひとり暮らし高齢者見守り配食事業、地域貸出物品管理事業を行う。
社会を明るくする運動	7月	社会を明るくする運動・青少年健全育成活動への協力。 のぼり旗、ポスターの掲示等啓発活動の実施。
平和祈念事業	11/15 年間	戦没者の慰霊と恒久平和の実現のため、竜王町平和祈念式および平和祈念碑除幕式を行政と共催して開催する。 平和祈念碑の建立を支援する。
社会福祉大会	11月	ボランティア等に企画運営に協力していただき、住民が主体的に参加する福祉大会を旨とする。 社会福祉の向上に寄与された方々の表彰等を行う。

		<p>小地域福祉活動で活躍している方たちの活動発表を交えたパネルディスカッション等を実施し、住民だけでなく企業や団体が地域福祉の充実を図るためのヒントのなるような機会とする。</p>
<p>介護予防拠点施設の管理・運営</p>	<p>年間</p>	<p>鏡・弓削・鵜川の3ふれあいプラザを町からの指定管理者制度により管理を行う。</p> <p>カーペットの清掃、消防点検等は、専門業者へ委託する。</p> <p>介護予防・地域交流・ボランティアの活動場所として運営する。</p> <p>住民が気持ちよく施設を利用できるよう、常時の清掃、備品補充、周辺環境整備等を行う。</p> <p>また、住民の意見を聞くための意見箱を設置する。</p> <p>地域の方々にもご利用いただけるよう、地域が行う介護予防を目的とした事業等に対して、プラザの貸し館を行う。</p> <p>いつまでも元気クラブ（生涯現役事業）の実施。</p> <p>鏡ふれあいプラザで学年別ひろばと講師を招いてのイベントを開催する。</p> <p>弓削ふれあいプラザで出張ひろばを開催する。</p>